

駐車場(自動車保管場所)契約書(新規・更新)

所在地 東京都調布市緑ヶ丘1-31-21

名称 小林メンテナンス駐車場内 第 番

車種プレートナンバー

賃料 壹カ月 金 円/台也

(うち消費税 0 円也)

敷金 金 /台 円也(無利子の約定)

本証をもって預かり証とする。□別紙預かり証を発行する。

上記に就き貸主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第一条 賃貸借の期間は令和 年 月 日より令和 年 月 日迄の向こう1年間とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもできる。

第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参又は振込みにて支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。乙は即時明け渡すこととする。

第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分あけておき他車の出入りを妨げないこと。

第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。また賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することができる。

第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として規定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。

第七条 この車二場内で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第八条 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責任に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。

第九条

甲又は乙の都合により本契約を解除するときは壹ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条項

- 乙は契約更新の際、更新事務手数料として、貳千円及び敷金の差額を甲に支払うものとする。
- 車庫証明書に捺印した場合、壹年間契約解除ができないこととする。
- 駐車料金振込先(振込み手数料は借主の負担とする。) みずほ銀行 調布仙川支店 普通 1739468 有限会社 小林メンテナンス

上記契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 年 月 日

貸主(甲) 住所 東京都調布市緑ヶ丘1-31-4

氏名 有限会社 小林メンテナンス 印

代表取締役 小林 一 夫

借主(乙) 住所 _____

氏名 _____ 印

仲介人 住所 _____

氏名 _____ 印